

令和5年6月6日

全国中小企業団体中央会 御中

厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課
独立行政法人勤労者退職金共済機構勤労者財産形成事業本部

勤労者財産形成促進制度の周知に係る協力依頼について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日ごろから勤労者財産形成促進業務につきまして、ご支援、ご協力を賜り深く感謝申し上げます。

厚生労働省及び独立行政法人勤労者退職金共済機構では、勤労者の計画的な財産形成を促進し、勤労者の生活の安定を図るため、給与天引きにより積立を行う「財形貯蓄」と、財形貯蓄を行う方に住宅取得やリフォームの資金の貸付けを行う「財形融資」の主に二つの柱からなる勤労者財産形成促進制度（以下「財形制度」といいます。）を運営しております。

財形制度については、財形貯蓄の利子非課税措置や、子育て世帯や中小企業の勤労者に対する貸付金引下げ特例措置を実施しております。

人生100年時代と言われ、現役時代からの資産形成の重要性が増すなか、財形制度の必要性は、非正規雇用の労働者を含む勤労者の生活向上に資するものとして、また、事業主にとっても、費用を掛けずに優秀な人材の確保・定着につながるものとして、今後ますます高まっていくものと考えており、事業主や勤労者に対して積極的に周知活動を行っているところです。

特に、中小企業においては財形制度が広く活用されているとは言い難いことから、重点的に普及を図っていきたいと考えております。

つきましては、同封のリーフレットについて、昨年度に引き続き貴会員団体・企業等への周知にご協力いただきますよう、何卒ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

なお、本件については、別添により各都道府県中小企業団体中央会へも依頼予定であることを申し添えます。

【お問い合わせ先】

厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課

電話 03-3595-3187（課直通）

担当 佐藤 satou-yoshiyuki@mhlw.go.jp

田中 tanaka-misa@mhlw.go.jp

独立行政法人勤労者退職金共済機構

勤労者財産形成事業本部業務運営課

電話 03-6731-2925

担当 松田 matsuda-ai@taisyokukin.jp